

重要事項説明書 (予防) 訪問看護

1. 運営法人の概要

事業者	アサヒジェントリーサービス株式会社
代表者	朝日 寛治
所在地・連絡先	〒226-0026 横浜市緑区長津田町 5764-1
業務の内容	訪問看護、予防訪問看護、居宅介護支援事業
事業所	なごみ訪問看護リハビリステーション厚木南
管理者	オビアウチ 尚子
所在地・連絡先	〒243-0014 厚木市旭町 5-18-7 046-265-0483

2. 事業所の概要

事業所名	なごみ訪問看護リハビリステーション厚木南
所在地	〒243-0014 厚木市旭町 5-18-7 清水店舗北側 1F
事業所指定番号	神奈川県 1462990141 号
部長・所長・連絡先	オビアウチ 尚子 電話：046-265-0483
サービス提供地域	厚木市、海老名市、平塚市、座間市、伊勢原市 町田市 相模原市 大和市 それ以外の市町村は要相談

3. 事業所の職員体制

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	6 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	9 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	0 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	0 名 (非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2 名 (常勤) 0 名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後5時30分まで

(注) 年末年始(12/29～1/3)、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

5. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ➡ 別紙参照

7. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定(予防)訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定(予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ (予防)訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

8. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

9. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	046-265-0483
FAX 番号	046-265-0485
担当者	オビアウチ 尚子
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護保険課介護保険苦情相談係	所在地：〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1
	電話番号：045-329-3447(苦情専用)
	対応時間：月曜日～金曜日の8：30～17:15
① 厚木市役所 介護保険課	所在地：〒243-8511 厚木市中町 3-17-17
	電話番号：046—225-2240（直通）
② 海老名市役所 高齢福祉課	所在地：〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1
	電話番号：046-235-4952
③ 平塚市役所 介護保険課	所在地：〒254-8686 平塚市浅間町 9-1 本館 1 階
	電話番号：直通 0463-21-8790
④ 座間市役所 介護保険課	所在地：〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1 丁目 1 番 1 号
	電話番号：046-252-7719
⑤ 伊勢原市役所 介護高齢課	所在地：〒259-1188 伊勢原市田中 348
	電話番号：0463-94-4711
	所在地：
	電話番号：

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒226-0026 横浜市緑区長津田町 5764-1
名 称 アサヒジェントリーサービス株式会社
代表者 朝日 寛治

事業所 所在地 〒243-0014 厚木市旭町 5-18-7
名 称 なごみ訪問看護リハビリステーション厚木南
管理者 オビアウチ 尚子

令和 年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日 利用者 _____

【別紙 1】

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「(予防) 訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	～	看護 ・ リハビリ ・ その他
(2)	曜日	～	看護 ・ リハビリ ・ その他
(3)	曜日	～	看護 ・ リハビリ ・ その他
(4)	曜日	～	看護 ・ リハビリ ・ その他

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「(介護予防) 訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前期「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成后 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：オビアウチ 尚子 連絡先：046-265-0483

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

基本料金

曜日	訪問時間帯	サービス内容	基本利用料(10 割)	利用者負担金(割)
月	: ~ :	看護 ・ リハビリ	円	円
火	: ~ :	看護 ・ リハビリ	円	円
水	: ~ :	看護 ・ リハビリ	円	円
木	: ~ :	看護 ・ リハビリ	円	円
金	: ~ :	看護 ・ リハビリ	円	円
サービス提供体制加算(Ⅱ) 20 分毎			円	円
1 週当りの利用料、利用者負担額(見積もり) 合計額			円	円
交通費(サービス地域外のみ) ☐ 不要 ☐ 必要 →				円
総 計 (1 ヶ月概算)				円

(注) 交通費は、距離に関係なく無料です・

加算 (訪問看護)

加算名		加算名	
緊急時訪問看護加算 I		訪問看護初回加算	
訪問看護特別管理加算 (Ⅰ)		訪問看護介護連携強化加算	
訪問看護特別管理加算 (Ⅱ)		訪問看護体制強化加算	
訪問看護ターミナルケア加算		訪問看護サービス提供体制加算 (Ⅰ)	
訪問看護退院時共同指導加算		訪問看護サービス提供体制加算 (Ⅱ)	

加算(予防)

加算名		加算名	
予防緊急時訪問看護加算 I		予防訪問看護初回加算	
予防訪問看護特別管理加算 (Ⅰ)		予防訪問看護退院時共同指導加算	
予防訪問看護特別管理加算 (Ⅱ)		予防訪問看護サービス提供体制加算 (Ⅰ)	
予防訪問看護体制強化加算		予防訪問看護サービス提供体制加算 (Ⅱ)	

5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 046-265-0483

- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000 円 (無断キャンセル)・1,000 円 (当日キャンセル)

6. 緊急時および事故発生時の対応方法

- 1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- 2) 当時業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合保障制度に加入しております。

7. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等ために以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任いたします。
- ② 苦情解決のための体制を設備しています。
- ③ 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に、養介護等従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止責任者
オビアウチ 尚子

8. 身分の証する書類の携行

訪問看護員等は、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分を証する書類を提示します。

9. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されておりますので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒226-0026 横浜市緑区長津田町 5764-1
名 称 アサヒジェントリーサービス株式会社
代表者 朝日 寛治

事業所 所在地 〒243-0014 厚木市旭町 5-18-7
名 称 なごみ訪問看護リハビリステーション厚木南
管理者 オビアウチ 尚子